

所管事項調査

< 目次 >

- 1 第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン(素案)の概要について ・ P1
第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン(素案) ・ ・ ・ ・ ・ 別冊1

- 2 長崎市地域まちづくり計画(素案)の概要について ・ ・ ・ ・ ・ P11
みんなですーでながさき虹色プロジェクト
【長崎市地域まちづくり計画】(素案) ・ ・ ・ ・ ・ 別冊2

企画財政部

令和2年11月

1 第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン（素案）の概要について

(1) 連携中枢都市圏について

ア 連携中枢都市圏

地方圏において、昼夜間人口比率が概ね1以上の政令指定都市・中核市（人口20万人以上）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村で形成する都市圏。

イ 連携中枢都市圏の目的

人口減少、少子化・高齢化が進行する中であっても、住民が安心して快適に暮らしを営んでいくため、結びつきが強い近隣自治体が広域的に連携し、行政区域を越えた一定の都市圏において、それぞれの限られた財源や地域資源などを活用し合いながら、地域経済を活性化し、持続可能な地域社会を形成していく必要がある。

「連携中枢都市圏」は、中核市や政令指定都市など相当の規模と中核性を備える地方都市が、近隣の市町村と連携して一定の圏域人口を保ち、活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成することを目的としており、長崎市、長与町、時津町による「長崎広域連携中枢都市圏」を平成28（2016）年12月に形成した。

連携協約に基づき推進する具体的取組等を連携中枢都市圏ビジョンに掲げ、圏域における「経済成長のけん引」や「高次の都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」を図り、活力ある社会経済を維持するとともに、魅力ある都市圏の形成を目指す。

ウ 圏域形成の経過

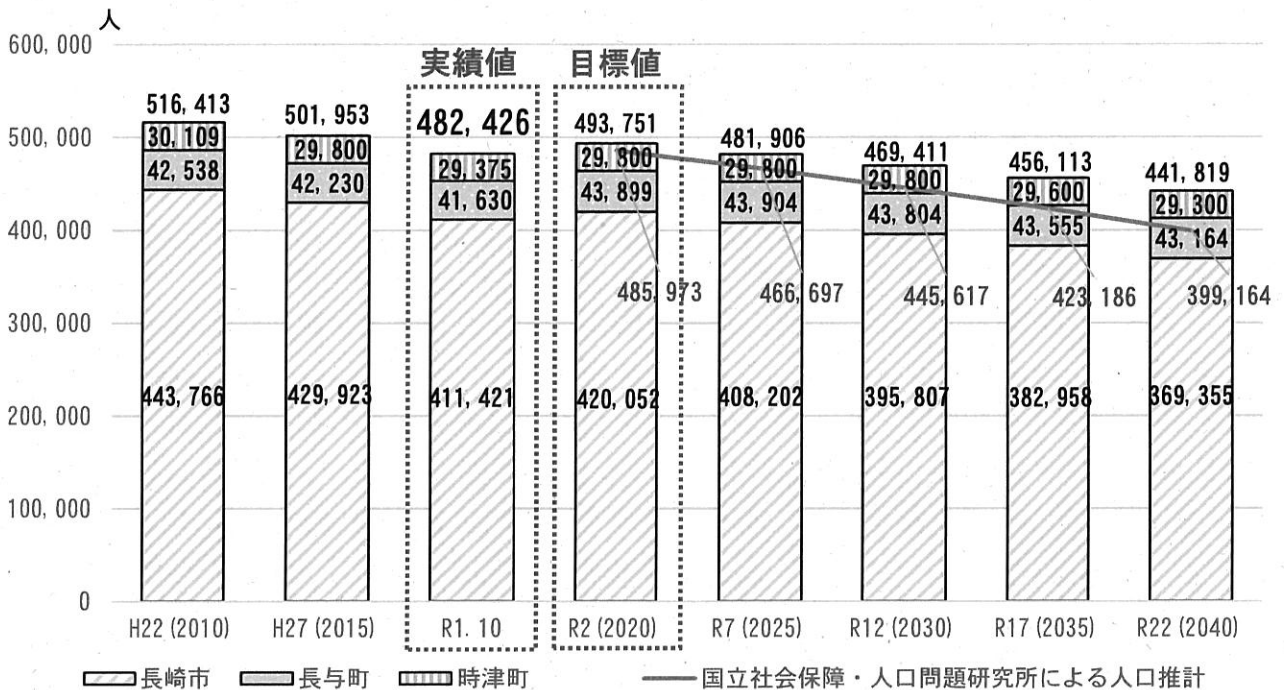
- (ア) 平成28年6月10日 連携中枢都市宣言（長崎市）
- (イ) 平成28年12月27日 構成市町議会の議決を経て、連携協約締結（長崎市・長与町、長崎市・時津町）
- (ウ) 平成29年3月 連携中枢都市圏ビジョン策定
- (エ) 平成30年3月 連携中枢都市圏ビジョン改訂

エ 財政措置の概要

区 分		連携中枢都市圏		
		長崎市	長与町	時津町
地方交付税	普通交付税	1市2町圏域（圏域50万人） 約1.65億円		
	特別交付税	1市2町圏域（圏域50万人） 約8,200万円上限	1,500万円上限	1,500万円上限
地方債		○地域活性化事業債の充当 圏域に必要なインフラ等施設整備に対し、地域活性化事業債を充当		
各省による支援策		○社会資本整備総合交付金の配分に一定程度配慮（国交省） ○その他関係各省による各種事業の優先採択の配慮		

(2) 第1期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン(平成28年度～令和2年度)の検証

第1期ビジョンでは、目指す将来像を「活力と魅力にあふれる長崎都市圏～住みたい、住み続けたい、訪れたい～」とし、令和2年度末の目指すべき圏域人口49万4千人確保に向け具体的取組を推進しているが、転出超過による人口減少が進行し、令和元年10月現在で48万2千人となっている。



資料：各市町の「人口ビジョン」、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月）による人口推計
 実績値は令和元年10月1日現在の推計人口（長崎県異動人口）

ア 成果と課題

圏域の役割	成果	課題
1 圏域全体の 経済成長の けん引	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業進出の際に必要な事業可能性調査や人材育成の取組みに対し支援し、企業の新分野進出を促進 ・長崎工業会（圏域企業含む）が実施するA I・IoT等新技術導入支援、現場力向上塾等の取組みを支援し、高度技術者・営業等の中核的人材を育成 ・地域商社を支援し、地場産品を取り扱う小規模事業者の販路及び消費を拡大 ・産学官連携によるMICEの誘致を、長崎市、DMO及び株式会社ながさきMICEの3者が主体となり、大学、経済界等と連携して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋再生可能エネルギー分野において、核となるリーディング企業の育成 ・ものづくり支援について、企業を取り巻く環境の変化への対応 ・地域商社による販路拡大について、効率的な物流の確保、取扱商品の拡大 ・MICEの誘致に関し、地元事業者の受注拡大を図り、地域経済の活性化につなげること、また、新型コロナ対策と社会経済活動の両立や、新しい生活様式、ポストコロナ社会を見据えた対応

圏域の役割	成果	課題
<p>2</p> <p>高次の都市機能の集積強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎みなとメディカルセンターに救命救急センターを開設、高度・急性期医療について心臓血管外科、脳神経外科を新設、NICUを6床から9床に増床 ・交流拠点施設の整備は、令和元年8月に建設工事着手、施設名称「出島メッセ長崎」に決定 ・松が枝国際観光船ふ頭が令和2年度に国において2バース化が新規事業として採択、予算計上 ・令和2年5月に長崎市と長崎県立大学が包括連携協定を締結、また、「游学のまち長崎シンポジウム」を開催し、学生自らが考える機会を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎みなとメディカルセンターの救命救急センターにおいて、安定的な救急医療提供体制の確保及び人材育成の強化 ・「出島メッセ長崎」の認知度を拡大し、経済効果を最大化するため、より一層の情報発信 ・九州新幹線西九州ルートの完成と併せ、長崎港と長崎駅を「海」と「陸」の玄関口として発展させ、都心部の活性化につながる取組み ・圏域の大学と連携し、学びの場としての魅力を高め、地域を担う人材の地元定着につながる取組み
<p>3</p> <p>圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制について、連携市町が協力した運営支援を実施 ・ファミリー・サポート・センターの相互利用を平成31年4月から開始 ・学生等の地元定着支援として、企業情報の発信やセミナーの開催など、学生や保護者に地元企業及び長崎で暮らす魅力についての情報を発信 ・移住支援として、福岡において1市2町合同で相談会を開催し、43組47名が移住相談（うち2組4名が移住） ・西彼杵道路の時津工区（時津町日並郷～野田郷）の事業進捗が図られ、未整備区間（西海市大串～時津町日並）の早期事業化について、長崎県において計画検討委員会で検討 ・長崎南北幹線道路の未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷）の新規事業化に向け、長崎県において令和元年度に概略ルートの検討 ・婚活支援として、各企業の独身グループ同士が交流できる登録制の仕組みを運営し、出会いの場を創出 ・圏域の7大学で実施しているボランティア支援システム（U-サポ）について、広報活動等により登録者数が増加し、若者の地域社会貢献及び地域の活性化に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制に必要な診療機能、専用病床等の維持のため、継続した運営支援 ・ファミリー・サポート・センターの相互利用について、各種媒体による周知を図ることとあわせ、利用件数が少ない要因の分析 ・学生等の地元就職率の向上のため、さらなる情報発信の充実や地元企業の採用力強化 ・移住支援について、1市2町での都市圏としての魅力や特徴を訴える取組み ・道路等交通インフラ整備において、地域経済の活性化と災害時におけるダブルネットワークの確保のため、早期完成に向けた取組み

イ 成果指標（KPI）の達成状況

圏域の役割	政策分野	指標名	基準値 (時期)	区分	R1	目標値 R2	R1の 達成状況	
1 圏域全体のけん引経済成長の	従業員数4人以上200人未満の事業所の製造品出荷額等〔暦年〕 ※R1実績値は12月頃確定するため、直近のH30実績値を記載		1,020億円 (H25年)	↑	目標値	1,020億円	1,020億円	達成 (直近値)
				実績値	1,227億円			
				達成率	120.3%			
	観光消費額		1,254億円 (H26年)	↑	目標値	1,541億円	1,611億円	おおむね達成
				実績値	1,498億円			
				達成率	97.2%			
2 高次集積の都市機能の	MICE参加者数		35.6万人 (H23～25年平均)	↑	目標値	384,000人	392,000人	達成
				実績値	426,786人			
				達成率	111.1%			
	クルーズ客船乗客・乗務員数		199,031人 (H26年)	↑	目標値	720,000人	720,000人	達成
				実績値	732,538人			
				達成率	101.7%			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	(1) 生活機能の強化に係る政策分野	社会動態	▲1,381人 (H26年)	↑	目標値	▲549人	▲416人	未達成
				実績値	▲3,472人			
				達成率	15.8%			
		子どもの出生数	4,086人 (H26年)	↑	目標値	4,110人	4,110人	未達成
				実績値	3,408人			
				達成率	82.9%			
		圏域における高卒者の県内就職率	61.6% (H26年度)	↑	目標値	70.7%	72.5%	未達成
				実績値	57.2%			
				達成率	80.9%			
		県内大卒者の県内就職率	41.0% (H26年度)	↑	目標値	51.0%	53.0%	未達成
				実績値	33.8%			
				達成率	66.3%			
(2) 強化に係る政策分野	住みやすいと思う住民の割合	86.0% (H26年度)	↑	目標値	80.9%	87.0%	未達成	
			実績値	72.9%				
			達成率	90.1%				
(3) 策分野	地域でのボランティア活動に参加した学生数	1,231人 (H25年度)	↑	目標値	2,431人	2,631人	達成	
			実績値	5,431人				
			達成率	223.4%				

(3) 第2期ビジョンの目指す将来像と方向性

ア 圏域の名称及び構成市町

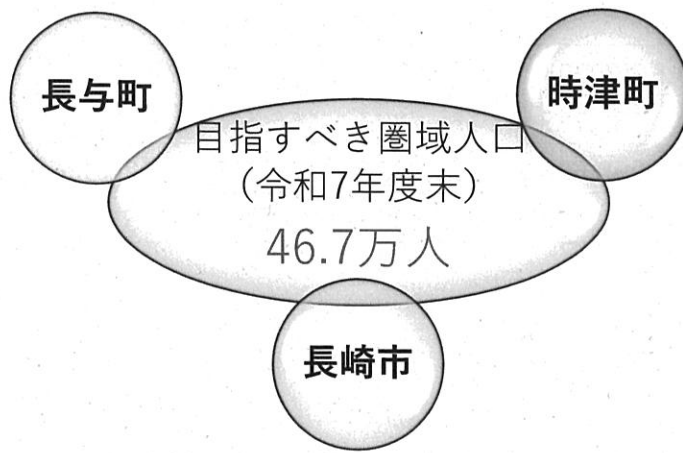
- (ア) 圏域の名称 長崎広域連携中枢都市圏
- (イ) 構成市町 長崎市、長与町、時津町

イ 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

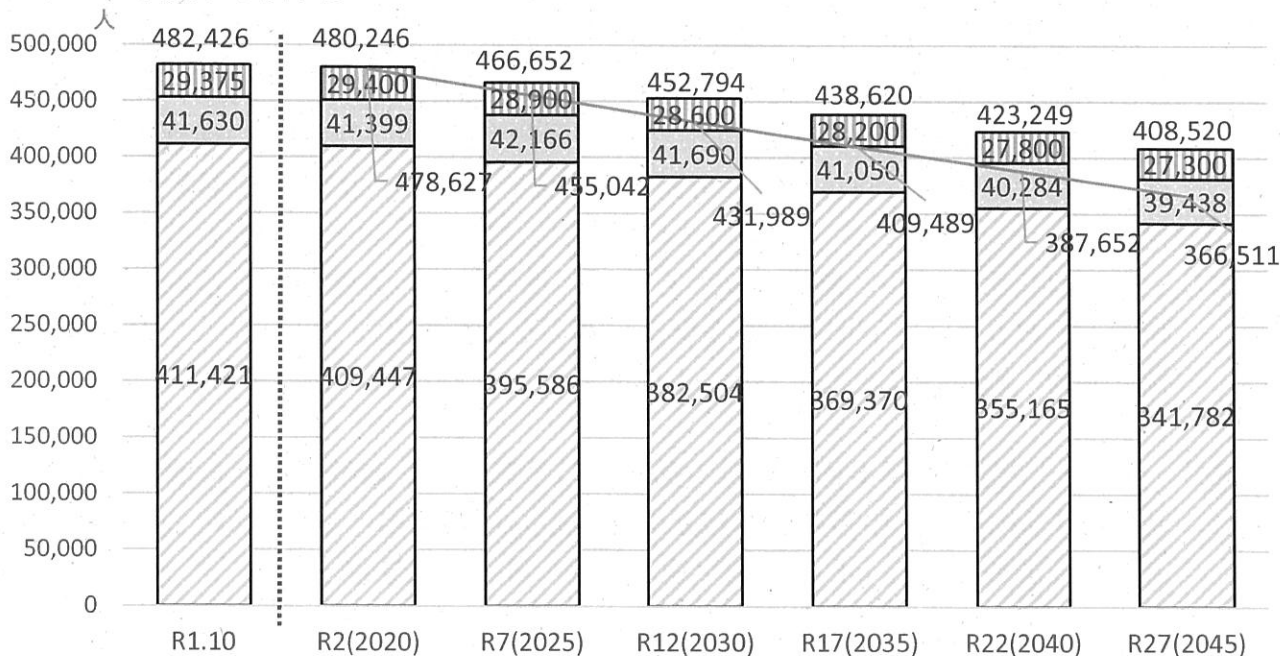
ウ 目指す将来像と圏域の将来人口（目標値）

活力と魅力にあふれる長崎都市圏～住みたい、住み続けたい、訪れたい～



<将来人口>

圏域内の各市町が、地方版総合戦略の策定に当たり、人口ビジョンに掲げた将来推計人口の合計から算出。

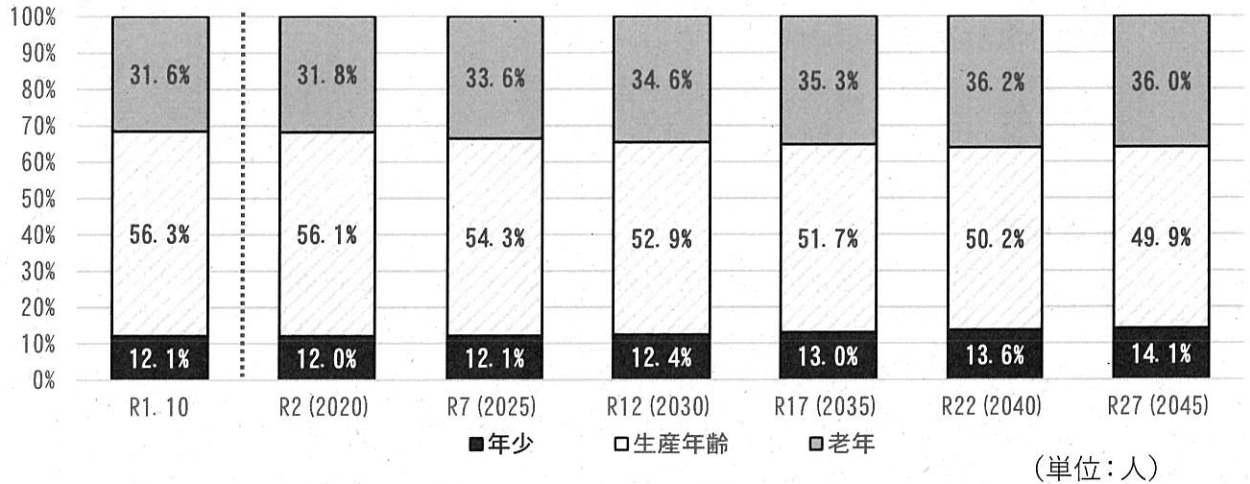


長崎市
 長与町
 時津町
 — 人口推移予測(指数回帰)、社人研による人口推計 ※

(出典：R1.10は令和元年10月1日現在の推計人口(長崎県異動人口))

※長崎市：人口推移予測(指数回帰)、長与町、時津町：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月)による人口推計

<将来人口構成比>



	R1.10	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
老 年	150,177	152,783	156,732	156,744	154,646	153,060	147,059
生産年齢	267,646	269,636	253,383	239,723	226,926	212,484	203,884
年 少	57,775	57,827	56,538	56,328	57,050	57,706	57,577

エ 第2期ビジョンの方向性

- (ア) 全国的に人口減少が深刻化し 65 歳以上の高齢者人口がピークを迎える 2040 年ごろを見据え、人口減少が進んでも住民に安定的な行政サービスを提供するため市町村の広域連携が必要とされている中、当圏域は高齢者人口が 2025 年から 2030 年ごろにかけてピークを迎えるため、全国に先駆けて人口構成の変化へ対応する必要がある。
- (イ) 将来予想される様々な諸課題、多様性への対応や、Society5.0 時代の到来に向け、行政サービスをはじめデジタル化を推進し、圏域住民の利便性向上や経済成長を促し、圏域で効果を楽しむ。また、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れるなど、新しい時代に向かう流れを捉え、圏域で連携する取組みを継続して検討する。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、世界経済の大幅な落ち込みと不確実性が高まっており、日本や地域の社会経済に甚大な影響を及ぼすとともに、人々の生活意識や行動、価値観に変化をもたらしていることを踏まえる必要がある。
- (エ) ビジョンには、将来推計人口を踏まえつつ算出した連携中枢都市圏の取組みの結果、実現されるべき中長期的な将来の人口等の目標を掲げることから、構成市町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等と整合を図る。
- (オ) 第1期ビジョンの約4年間、人口減少に歯止めをかける施策に取り組んだものの克服には至らず、連携中枢都市である長崎市は、平成30年、令和元年の2年連続で日本人の転出超過数が全国1位となった。また、長与町の転出超過は全国の町村で平

成 30 年 1 位、令和元年 2 位、時津町は平成 30 年 5 位、令和元年 30 位であり、依然として上位に位置している。この状況を真摯に受け止め、第 2 期ビジョンでは人口減少対策は喫緊の最重要課題であるという危機感を持って、取組みを着実に進める。

このため、圏域全体を活性化させるという大きな視点を持ち、連携中枢都市である長崎市が圏域の経済成長を強力にけん引し、若年者の雇用対策や企業誘致など企業や人材の受入体制の強化、多様な住まい方の実現、交流人口の拡大を図るなど、社会減対策に取り組むとともに、圏域への経済効果を最大化させる。

また、圏域として、結婚・妊娠・出産の希望をかなえる取組みを推進し、子どもの遊ぶ場や大人も子どもも楽しみながら学べる場の整備、多様なニーズに応じた子育て支援を一層充実させ自然減対策に取り組む。

- (カ) 令和 4 年度の九州新幹線西九州ルート暫定開業をはじめ、JR 長崎駅や交流拠点施設を含めた長崎駅周辺地区も新しい形に生まれ変わり、交流と賑わいのある新しい圏域の玄関口の整備が進んでいる。その他、長崎港松が枝国際観光船ふ頭の 2 バース化が事業化され、長崎スタジアムシティの計画も進められている。

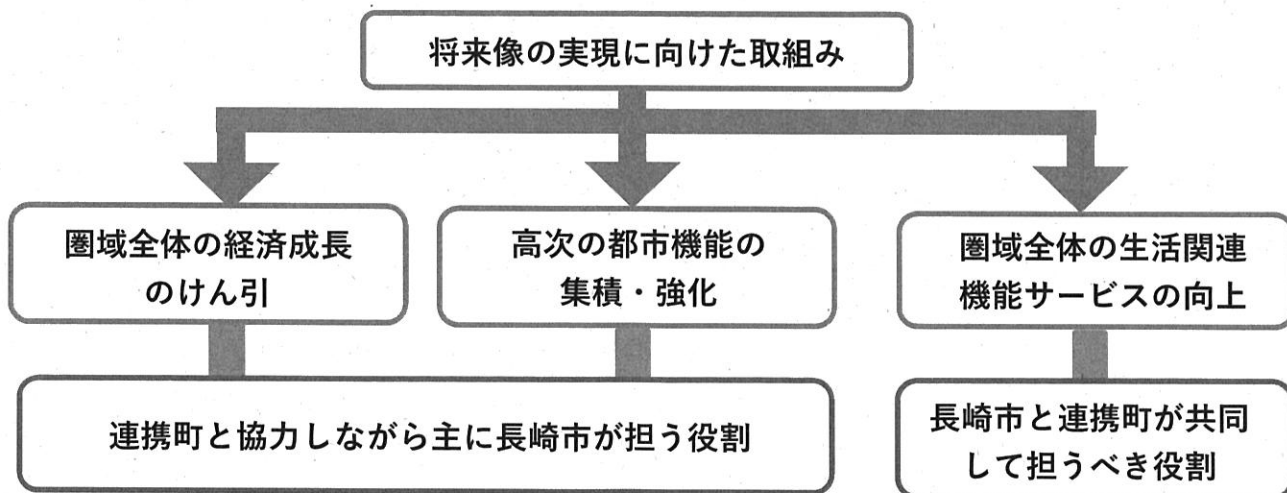
また、気候変動により、広域かつ甚大な風水害のおそれに対し、市町の区域をまたいだ圏域による対応も求められており、圏域の地域経済の活性化にも寄与し、災害時のダブルネットワークとしても重要な役割を果たす西彼杵道路、長崎南北幹線道路の速やかな進捗を図る必要がある。

コンパクト化とネットワーク化による『経済成長のけん引』、『高次都市機能の集積・強化』及び『生活関連機能サービスの向上』により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための取組みをさらに推進する。

- (キ) 当圏域の連携協約の基本方針に掲げる「相互の資源及び機能を活用し、連携を図る」に基づき、圏域における新たな取組みを検討する。

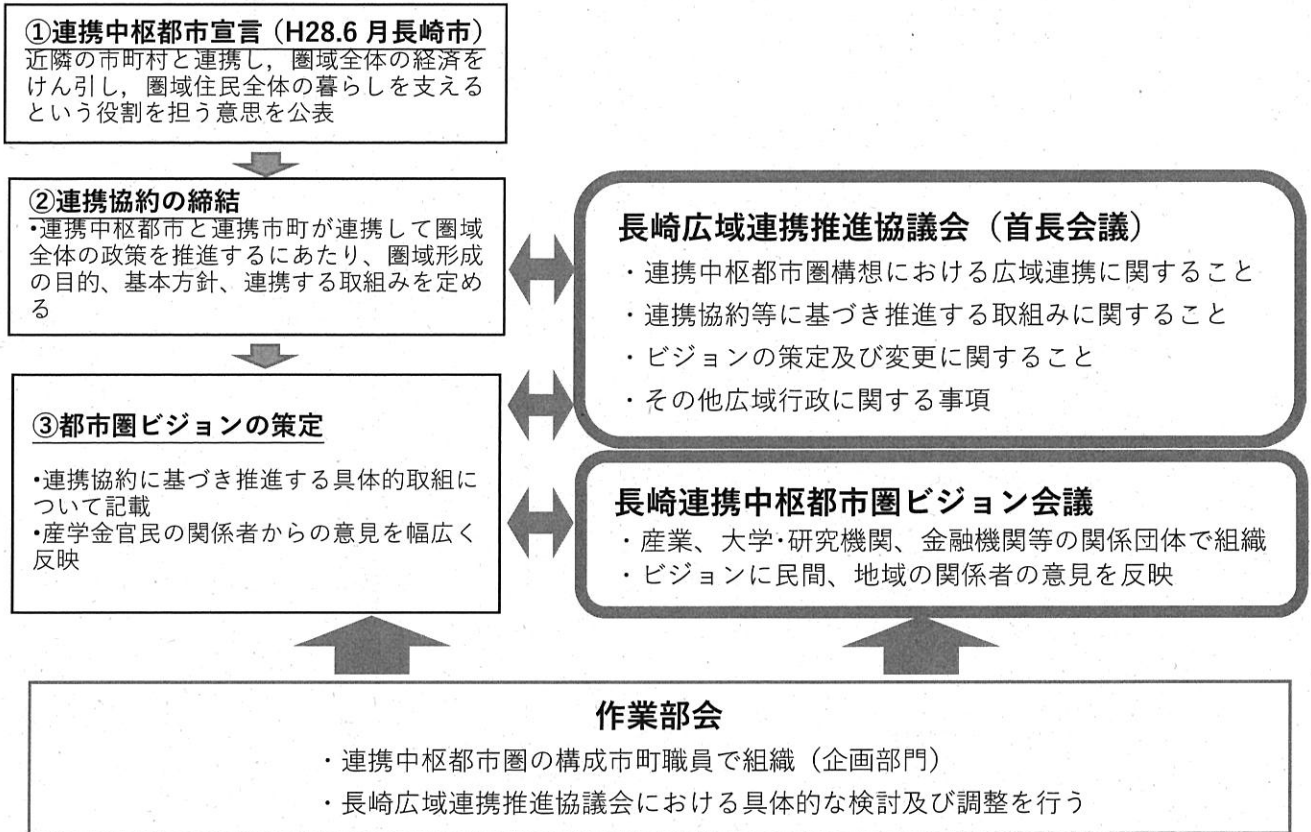
オ 圏域における役割

構成市町が緊密な連携を図り、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の 3 つの柱に関連する取組みを推進する。

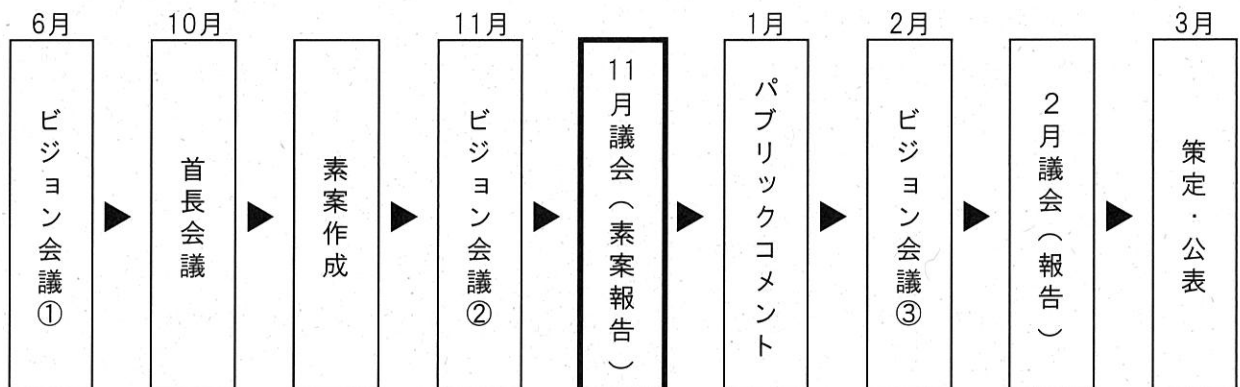


カ 推進体制

民間、地域等の関係者で構成する「長崎連携中枢都市圏ビジョン会議」により協議し、広域連携の推進や実施状況等、取組みの検証を行う。なお、具体的取組の実施状況及び成果指標（KPI）の推移を踏まえ、毎年度取組内容の見直しを行い、取組内容の充実を図る。



キ スケジュール（予定）



(4) 施策体系

目指す将来像	活力と魅力にあふれる長崎都市圏～住みたい、住み続けたい、訪れたい～
--------	-----------------------------------

※国連で採択された持続可能な開発目標SDGsの「持続可能で、誰一人取り残さない」社会の実現という理念を踏まえて施策を展開する。



— 下線：変更箇所
●：ポストコロナ社会の構築及びSociety5.0社会の実現に向けたデジタル化の推進
を踏まえた新たな具体的取組及び取組概要（案）

連携協約

役割	政策分野	連携協約に定める取組内容
圏域全体の経済成長のけん引	(1)経済成長戦略の策定及び推進	企業、大学、研究機関、金融機関等の代表等による、圏域の経済成長戦略の策定、推進
	(2)産業クラスター形成及び地域製造業の振興	海洋産業クラスターの形成及び地場製造業におけるものづくりの生産性向上
	(3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多様な資源を活用した地場製品のブランド育成、販路拡大及び消費拡大
	(4)戦略的な観光施策の推進	圏域への観光誘客、MICE誘致等交流人口の拡大

連携中枢都市圏ビジョン

【第2期ビジョン】 具体的取組	取組概要
長崎市経済成長戦略の策定及び戦略の推進、進捗管理	令和3年度に長崎市経済成長戦略を策定し、経済活性化を推進する
新分野進出及び生産性向上の推進	地元企業の新しい取組を支援し、受注拡大や雇用の創出につなげる ● 長崎の強みである医療・海洋産業などの分野において、オープンイノベーションの手法の活用などにより新たな産業を育成し、新産業の創出につなげる
工業分野におけるものづくり支援	民間の人材育成及び調査研究を支援し、経営力・競争力の強化を図る
造船造機分野におけるものづくり支援	造船造機分野における技術・技能研修を支援し、基幹産業を担う人材を育成・確保する
長崎練り製品ブランド化支援	水産練り製品のブランド化を展開して認知度を向上し、売上拡大につなげる
長崎県産品の販売促進	長崎県産品の宣伝斡旋・販路拡大を図り、県産品の売上拡大につなげる
物産振興推進	特産品の知名度向上及び販路拡大を支援し、売上や取引機会の増加につなげる
中小企業団体支援	長崎県中小企業団体中央会と協力・連携し、中小企業の振興を図る
「魚の美味しいまち長崎」の魅力発信	観光客や住民に「長崎の魚」を発信し、長崎の魚の消費拡大を図る
オープンデータの推進	圏域住民や企業等による活用を促進し、住民の利便性の向上及び企業活性化に寄与する
● 販路展開・生産性向上支援	地域商社と連携し、魅力ある産品やサービスの販路を開拓し、売上拡大や地域のブランディングを図る ● ECサイトへの出店等新たな販路の開拓、生産性の向上に取り組み、事業者の経営基盤強化を図る
● スマート農水産業の推進	● スマート農水産業の導入（ピワ、イチゴ、トラフグ等）に取り組み、生産性の向上を図る
長崎市観光・MICE戦略の策定と施策の推進	長崎市観光・MICE戦略に基づく観光施策を推進し、観光消費拡大、経済の活性化及び雇用創出を図る
外国人観光客の誘客・受入態勢強化	観光資源の磨き上げ及び受入環境整備を行い、観光消費拡大につなげる ● 感染症に対応したクルーズ船受入体制を構築し、クルーズ客を安全に受け入れ、観光消費拡大につなげる
産学官連携によるMICEの誘致・受入の推進	産学官が連携してMICEの誘致・受入を推進し、圏域の交流人口拡大、経済活性化、雇用創出等を図る

高次の都市機能	政策分野	連携協約に定める取組内容
高次の都市機能	(1)高度な医療サービスの提供	救急医療体制の整備、先進医療の充実等
	(2)高度な中心拠点等の整備	圏域の交流拠点機能の整備推進、交流人口拡大
	(3)高等教育支援	大学との連携、学びの場の魅力向上と情報発信、圏域への進学及び就職の促進

救急医療、高度・急性期医療及び小児・周産期医療の充実	地域の高度・急性期・周産期医療を担う長崎みなとメディカルセンターの機能充実を図り、圏域住民が安心できる医療環境を整備する
交流拠点施設の整備	出島メッセ長崎を中核とした複合施設を整備し、国内外からの交流人口拡大と地域経済活性化につなげる ● 対面でのリアルな会議等に加え、同時配信によるリモートが併用可能なハイブリッド型の会議等にも対応できる通信環境を整備する
【再掲】産学官連携によるMICEの誘致・受入の推進	産学官が連携してMICEの誘致・受入を推進し、圏域の交流人口拡大、経済活性化、雇用創出等を図る
松が枝国際観光船ふ頭の2バース化	2バース化により多くのクルーズ客船を受け入れ、圏域経済の活性化につなげる
● 産学官金連携による地域活性化・地域課題解決の推進	● 企業、大学、金融機関、行政など多様な主体が参画するプラットフォームを構築し、それぞれが持つ資源や得意分野を活かしたオープンイノベーションの手法により、地域活性化・地域課題解決を図る
学びの場としての魅力向上と情報発信	圏域7大学と連携し、長崎のまちの学びの場としての魅力向上を図り、効果的な情報発信を行い、学生の就職等による将来的な地元定着も見据え、圏域内への進学の促進を図る
【再掲】学生等の地元定着支援	地元企業の認知度向上を支援し、企業に必要な人材を確保する

連携協約

役割	政策分野	連携協約に定める取組内容	
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	(1) 生活機能の強化	ア 医療	広域的な二次救急医療体制の維持・確保
		イ 介護	介護サービス事業所等支援、介護の質の向上
		ウ 福祉	子育て支援のネットワークづくり、子育て支援サービスの向上
		エ 教育	図書館の相互利用促進、生涯学習の機会の充実
		オ 土地利用	長崎都市計画区域の一体的な整備、開発及び保全
		カ 地域振興	一次産業の担い手育成・確保
			圏域企業等への就労及び定住促進
		キ 災害対策	大規模災害発生時の広域避難体制確立、相互応援の円滑化
		ク 環境	低炭素・循環型社会の形成、温室効果ガスの排出削減
		ケ その他	火葬場の設置・運営
	(2) 結びつきやネットワークの強化	ア 公共交通	地域公共交通ネットワークの維持・形成、利便性向上
		イ 道路交通	広域幹線道路網の整備促進
		ウ 情報発信	各種行事における連携、住民への情報発信・情報共有
		エ 地産地消	農水産物特産物・イベントの情報発信
		オ その他	独身者の出会いの場の創出、婚活の支援
	(3) 圏域能力の強化	ア 職員育成・交流	職員の資質向上、職員間交流、相互の連携強化
		イ 人材育成	学生と地域をつなぐ取組の推進

連携中枢都市圏ビジョン

【第2期ビジョン】 具体的取組	取組概要
二次救急医療機関（病院群輪番制病院）の運営支援	長崎医療圏による二次救急医療体制を確保する ● 長崎医療圏において、ICTの活用などによる救急医療連携の仕組みづくりを検討する
高齢者ケアに係る研修会の実施	圏域での研修会等により介護サービス事業所等を支援し、介護の質の向上を図る
子育て支援のネットワークづくり支援	子育て支援人材の資質向上のため、圏域の子育て支援センターの連携を図る
ファミリー・サポート・センターの相互利用	圏域での相互利用により、利用者の利便性向上を図る
図書館・図書室における蔵書の貸し出し	図書の貸し出しサービスを圏域で行い、生涯学習の機会を充実させる
都市計画の広域調整	長崎都市計画区域（長崎市、長与町、時津町及び諫早市）の広域調整を行い、一体的な整備、開発及び保全を図る
農業の担い手育成・確保の推進	農業の担い手育成・確保のための研修会やPR活動に取組み、圏域の農業振興を図る
合同企業面談会の実施	長崎労働局、県と協力し、地元企業への定着や圏域での雇用創出につなげる
学生等の地元定着支援	地元企業の認知度向上を支援し、企業に必要な人材を確保する ● SNSを活用し、企業情報などを若者に発信し、地元企業の認知度を高める ● オンラインでの採用活動を支援し、地元企業の採用力を強化する
地域雇用創造事業の実施	1市2町と商工会議所等で組織する協議会により厚労省事業を受託し、雇用の創出、経済活性化を図る
移住相談会の共同実施	1市2町とながさき移住サポートセンターでの相談会を福岡で実施し、UIターンを促進する
広域避難体制の構築	災害応援協定に基づき避難所を相互利用し、圏域住民の安全を確保する
災害時の相互応援の推進	罹災証明の発行の事務に係る様式の統一や被害認定の判断基準など、災害時の事務を共通化し、円滑かつ迅速な災害対応を行う
事業所向け環境配慮セミナーの共同開催	圏域の事業所向け環境配慮セミナーを共催し、CO2削減の取組を促進する
火葬場の設置・運営	1市2町で火葬場を設置・運営し、圏域住民の衛生・安全を確保する
公共交通に係る協議・調整	● バス路線の再編や公共交通サービスの向上策について検討するとともに、新たな交通手段の情報交換などを行い、連携して移動手段の確保を図る
道路等交通インフラ整備に係る協議・調整	高規格道路（西彼杵道路、南北幹線道路）の建設促進の地域の合意形成に係る協力や要望活動を行い、道路等交通インフラ整備の速やかな進捗を図る
ケーブルテレビを活用した情報発信	1市2町が様々な情報を発信し、圏域内の情報共有や地域間交流の促進を図る
イベント情報等の発信・共有	圏域における交流人口の拡大や域外観光客の誘客につながるイベント・観光情報はもとより、外国人との共生に資する国際交流イベント、圏域住民の生活向上に資する人権啓発、男女共同参画に係るイベント等の情報について1市2町で共有し、地域間交流を拡大し圏域の活性化につなげる
農水産物の特産物・イベントに係るPR等の実施	1市2町が相互にPR、生産者・事業者の相互参加により特産物の消費拡大を図る
独身者の婚活支援	県と県内市町が共同し、企業や団体間の独身者のグループ交流を支援し、独身者に対し出会いの機会を提供する
職員研修の実施	1市2町の職員が参加する研修を実施し、職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員間の交流促進、ネットワークを強化する
● 行政手続のデジタル化の共同研究	● 圏域住民の利便性向上及び行政運営を効率化につなげるため、行政手続のデジタル化の共同研究を行い、職員の知識の共有・能力の向上を図る
学生地域連携活動支援事業（U-サポ）の推進	圏域7大学の学生とボランティアの機会を提供する地域団体等をつなぎ、学生の自己成長及び地域活性化を図る

2 長崎市地域まちづくり計画（素案）の概要について

(1) 計画の基本的考え方について

ア 計画策定に係る経過と趣旨

(ア) 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年に第1期地域福祉計画、平成28年に第2期地域福祉計画を策定しました。この計画は、市社会福祉協議会（以下、「市社協」）の「地域福祉活動計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。

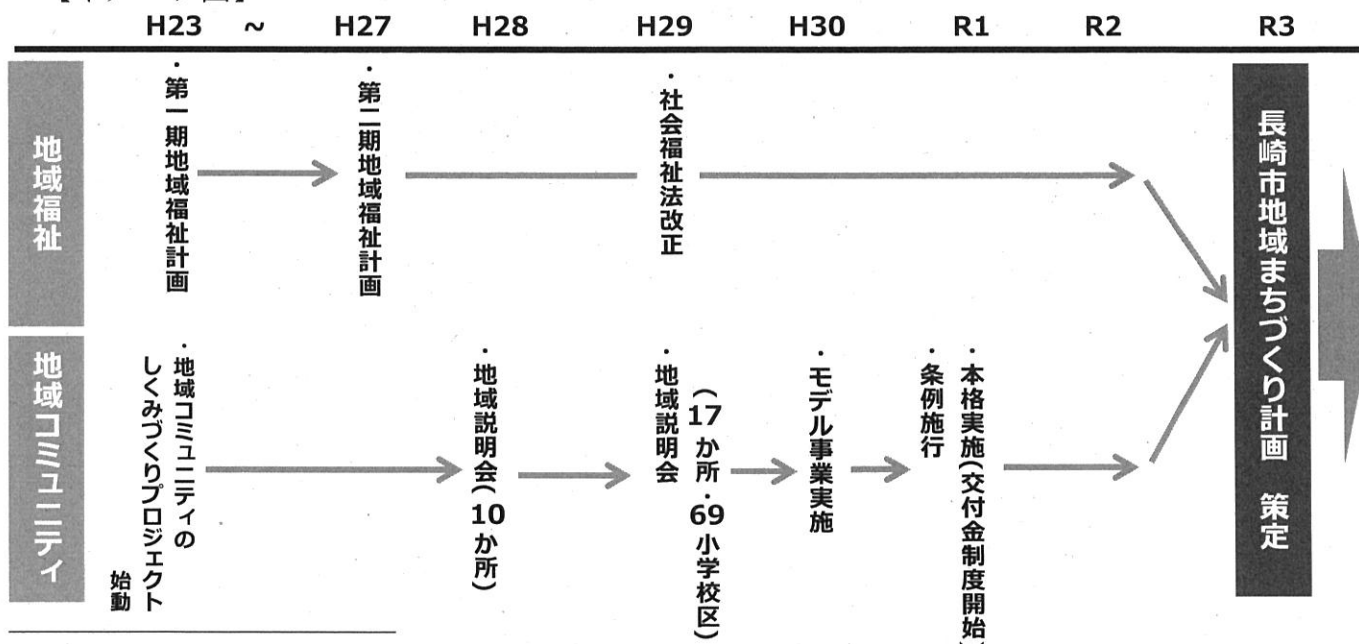
また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働して地域におけるまちづくりを推進しています。

国においても、「地域共生社会^{*1}」の実現に向けて平成29年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は包括的な地域課題の相談に応じる体制（複雑な地域課題を丸ごと受け止める体制）を整備することを追加して、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定することとしました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとしします。

【イメージ図】



^{*1} 「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。
(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(イ) 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化してきており、地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死等深刻な問題が顕在化するなど、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市でも、自治会加入率の低下や地域活動への参加者の減少、地域団体の役員の担い手不足など地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱くなってきているという現状がみられます。そのような中、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組み、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいています。

長崎市では、将来に向けてこの大切な地域の力を集める「地域コミュニティのしくみづくり」と、行政がしっかりと地域に寄り添った支援をする「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築しました。

地域コミュニティのしくみづくりでは、地域の各種団体が連携してまちづくりに取り組むしくみを構築することにより、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、地域における一体的なまちづくりの実現に近づいてきました。

また、行政サテライト機能再編成においては、4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置し、それぞれにまちづくりを支援する職員を配置して、縦割りではなく地域全体を見る体制を整備したことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うことが可能となりました。まさに、市と市民が連携・協働して地域におけるまちづくりを推進していくためのしくみが動き出したところです。

各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい日常への転換など、地域と市が力を合わせて様々な環境の変化にも対応できるようにする必要があります。そのため、これからも地域のつながりをさらに深め、様々な主体がそれぞれの強みを活かし役割を果たしながら、「地域を支えるしくみ」を活用し、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり^{※2}(=地域自治)をより一層進めていくため、本計画を策定することといたしました。

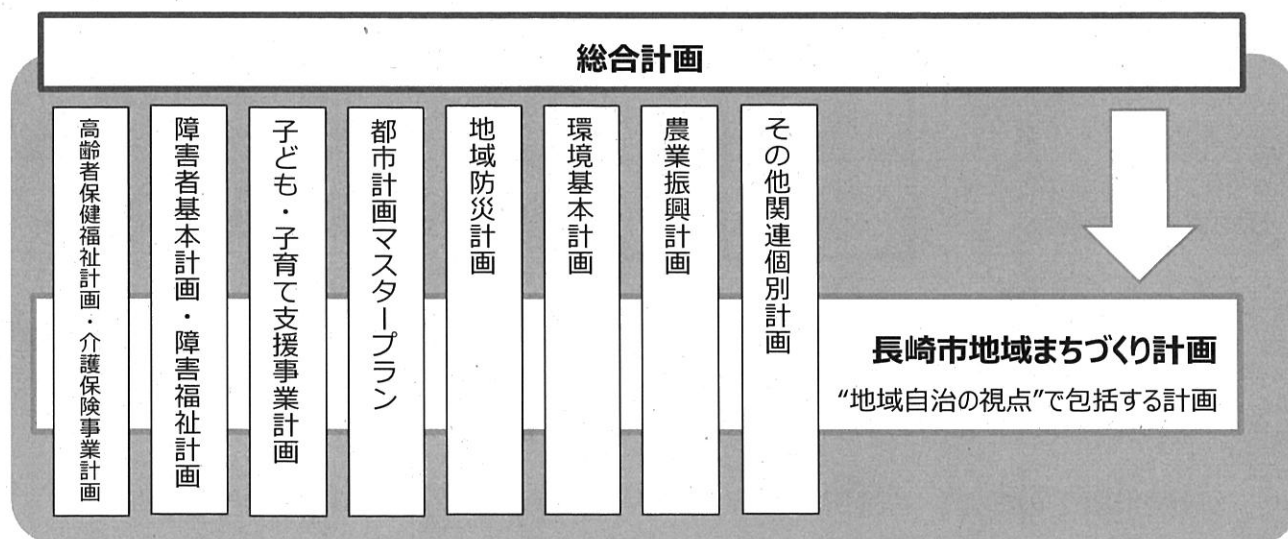
^{※2} 「地域におけるまちづくり」とは、住民などが自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)

イ 計画の概要・位置づけ

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合を図り、“地域自治の視点”で包括する計画と位置付けます。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



ウ 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

◆計画期間

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉計画	第1期計画					第2期計画					第1期計画 (第3期地域福祉計画を包含)				
地域まちづくり計画															

(2) 第2期地域福祉計画の検証

第2期地域福祉計画では、めざす地域福祉の姿として「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、市内全地域で支えあいの力が強くなるように、地域内の連携を強くする場の創出と地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」に取り組んでいくこととしていました。

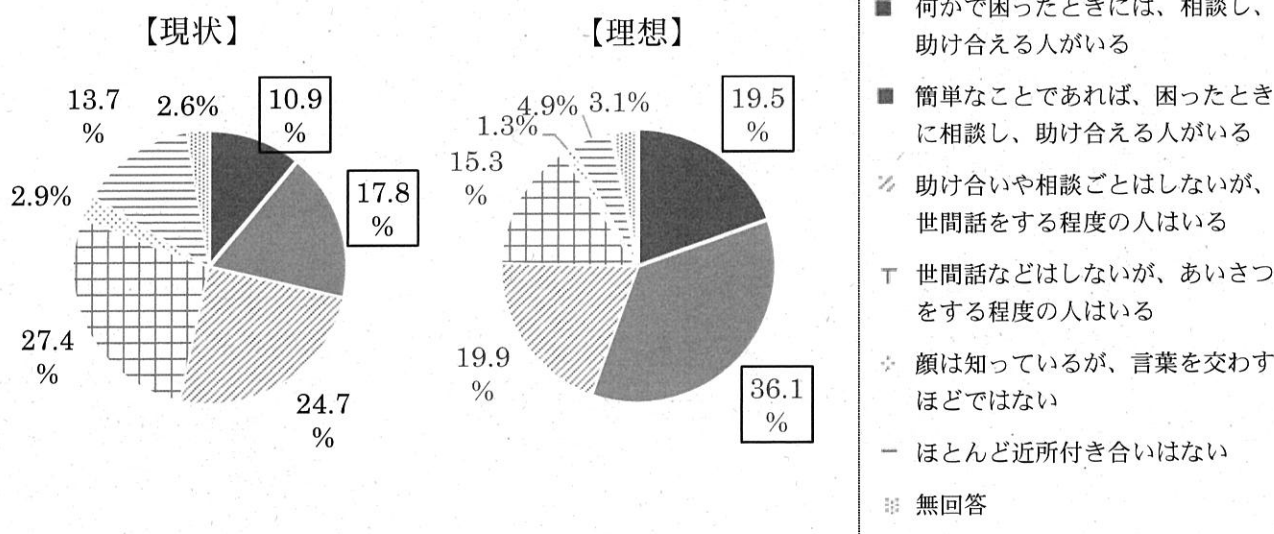
ア 目標指標について

計画の推進にあたっては、次の3つの目標指標を定めており、基準値である平成26年度の値から5年後の令和元年度の値において検証を行いました。

目標指標	H26	R元	目標値 R元	検証結果
(1) ご近所に助け合える人がいる人の割合	35.0%	28.7%	38.0%	・H26年度から6.3ポイント減少し、達成率は75.5%である
(2) 地域活動等に参加したいと思う人の割合	82.8%	82.4%	87.8%	・H26年度から0.4ポイント減少し、達成率は93.8%である
(3) 地域活動等に参加している人の割合	54.0% ※H21年度	51.7%	70.0%	・H21年度から2.3ポイント減少し、達成率は73.9%である
参考：自治会加入率	71.1%	68.7%		

すべての指標において目標値を達成することができず、平成26年度の基準値の横ばいまたは減少をしている状況です。ご近所付き合いの希薄化や地域活動の参加者数の減少という現状がデータからも見えてきます。

《目標指標1の参考》ご近所に助け合える人がいる人の割合の現状と理想の比較
(令和元年度 長崎市地域まちづくり計画策定に係るアンケート調査より)



アンケート結果から、「ご近所に助け合える人がいる」人（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」及び「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」と回答した人）の割合を、現状と理想で比較してみると、「ご近所に助け合える人がいる」人は現状で28.7%となっていますが、理想としては現状の倍近い55.6%の人が「ご近所に助け合える人がいる」ことを望んでいることが分かります。

このことから、今後もより一層、現状が理想に近づくように、ご近所同士で助け合える関係を築くための地域での取り組みや市の支援が必要であると考えます。

イ 支え合う力を強くするための取り組みについて

(ア) 地域内の連携を強くする場の創出

地域(概ね小学校区)の各種団体等が集まって、地域の困りごとなどについての意見出しや課題の共有、その解決方法について知恵を出し合う、話し合いの場を開催し、未開催 24 地区の内 7 地区で開催しました。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	計
目標値	10 地区	10 地区	4 地区	—	24 地区
実績値	1 地区	2 地区	1 地区	3 地区	7 地区

(イ) 地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」

課題解決に向けて、地域住民による取り組みを示した地区別計画(小地域計画)策定の支援を行い、未策定地区 52 地区の内 16 地区で策定されました。また、既に策定した地区においても 6 地区で見直しを行いました。

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	計
新規策定	目標値	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区	52 地区
	実績値	4 地区 (1)	6 地区 (4)	1 地区 (1)	5 地区 (5)	16 地区 (11)
見直し	目標値	3 地区	7 地区	3 地区	1 地区	14 地区
	実績値	0 地区	1 地区 (1)	1 地区 (1)	4 地区 (4)	6 地区 (6)

※()内は地域コミュニティ連絡協議会設立時に策定した地区の内数

ウ 地域コミュニティを支えるしくみについて

平成 28 年度から、地域福祉計画と地域コミュニティを支えるしくみを併せて推進していくこととし、全市的に地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、話し合いの場の開催及びまちづくり計画の策定支援を行ってきました。

[地域コミュニティ連絡協議会設立地区実績(全 77 地区想定)]

	H27 年度 以前	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	計
目標値	—	—	6 地区	6 地区	16 地区	28 地区
実績値	2 地区	1 地区	3 地区	2 地区	9 地区	17 地区

エ 検証結果について

- ・「地域内の連携を強くする場の創出」においては、話し合いの回数を重ねることで当事者意識の醸成が図られ、また、話し合いの場に様々な団体や世代が参加することで新たな担い手の発掘にもつながりました。一方、住民に広く周知し、参加を呼びかけるための継続的な情報発信が必要との課題も見えてきました。
- ・「わがまちのプランづくり」においては、計画をつくることで、地域の目指す姿や方向性が明確になり、プランづくりの過程においては、事業の見直しや負担軽減のきっかけづくりにつながりました。課題としては、目指す姿の実現のため、各団体が連携した効果的な事業の創出や、既存事業の統合を図るなど、各団体の負担を軽減する必要が出てきました。

・「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築することで、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する地区が増えるとともに、まちづくりを支援する職員の配置により、市と地域が連携・協働して地域におけるまちづくりに取り組むことができるようになりました。

一方、課題としては、地域のまちづくりの担い手に対する人材育成をはじめ、情報の提供、連携・交流の促進などの支援や、地域におけるまちづくりを進めることによって、地域福祉のみならず、自治会の活性化、防犯防災、健康づくり、教育など多岐にわたって推進が図られることから、全庁体制での支援が必要であることが見えてきました。

オ 地域自治を進めるために必要な視点

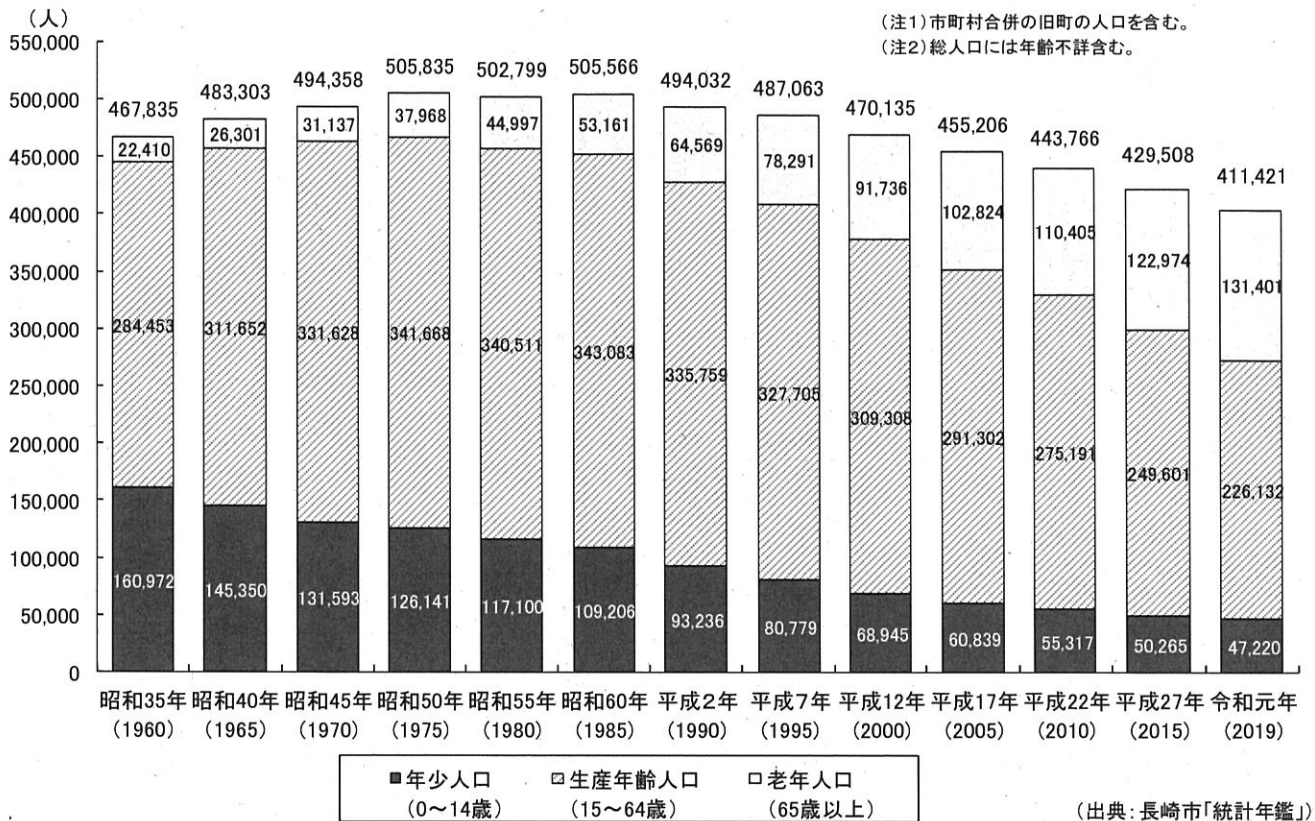
ここまでの検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。

- ・当事者意識の醸成
- ・様々な団体や世代の参画
- ・人材発掘・人材育成
- ・地域全体で目指す姿の共有
- ・各団体の役割分担・相互補完の促進
- ・各団体や事業所等の連携及びネットワークづくりの強化
- ・様々な世代や多様な主体で構成された実行体制づくり
- ・全庁体制による支援の強化

(3) 長崎市の現状

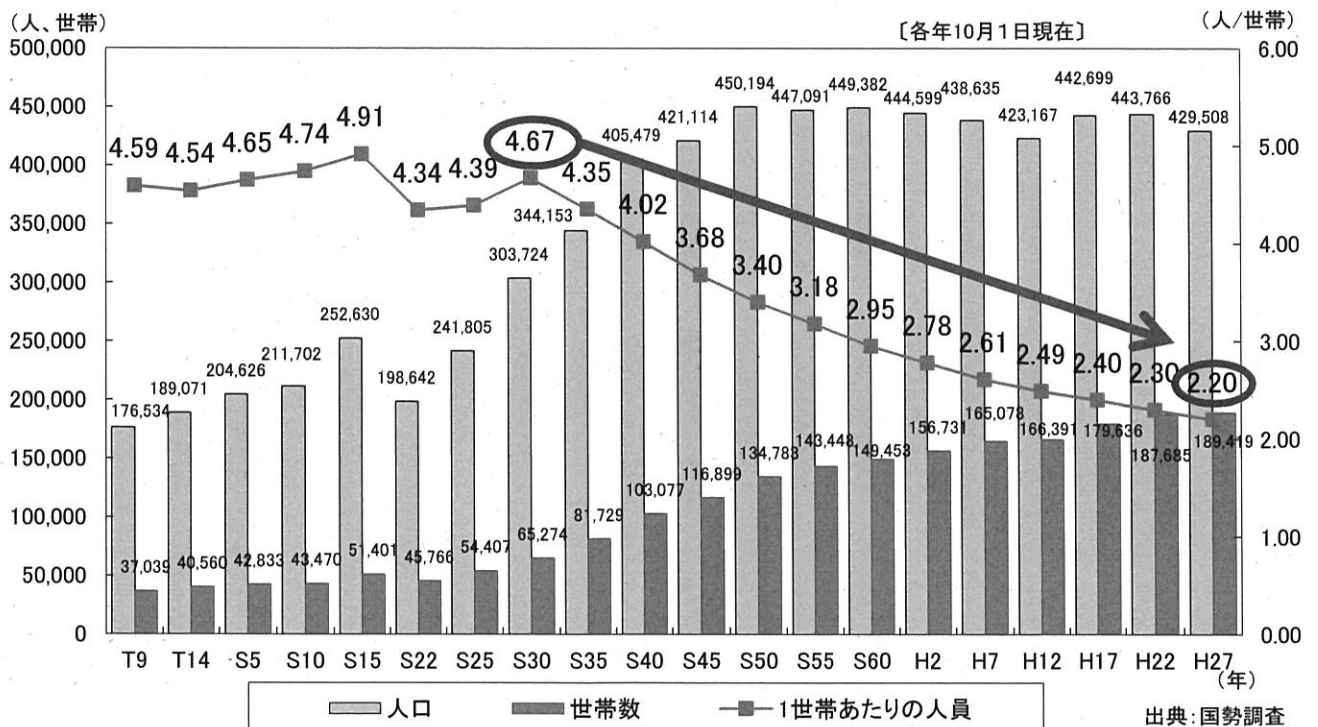
ア 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和 60 年を過ぎた頃から減少傾向にあります。
 年少人口（15 歳未満）が減少の一途をたどる中、老年人口（65 歳以上）の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっています。



イ 世帯人数の推移

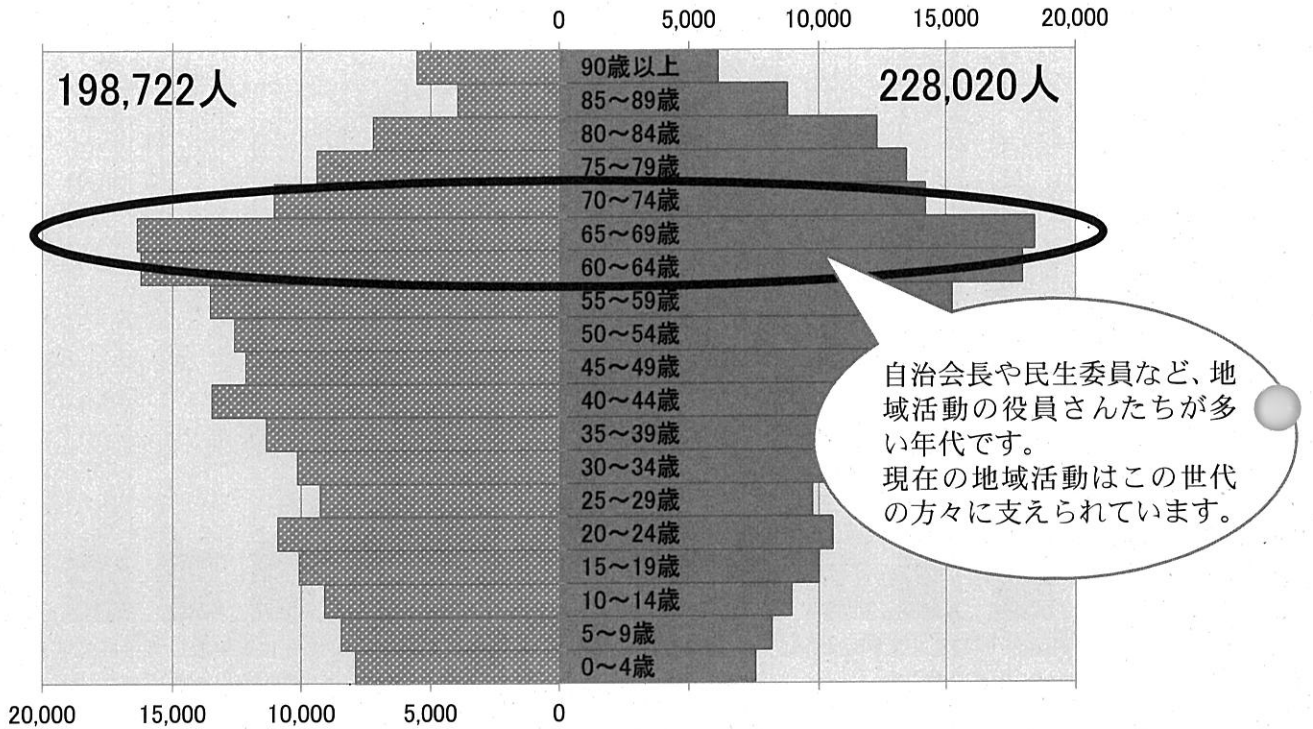
単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。
 一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和 30 年には 4.67 人だったのが、平成 27 年には 2.20 人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



ウ 人口構成

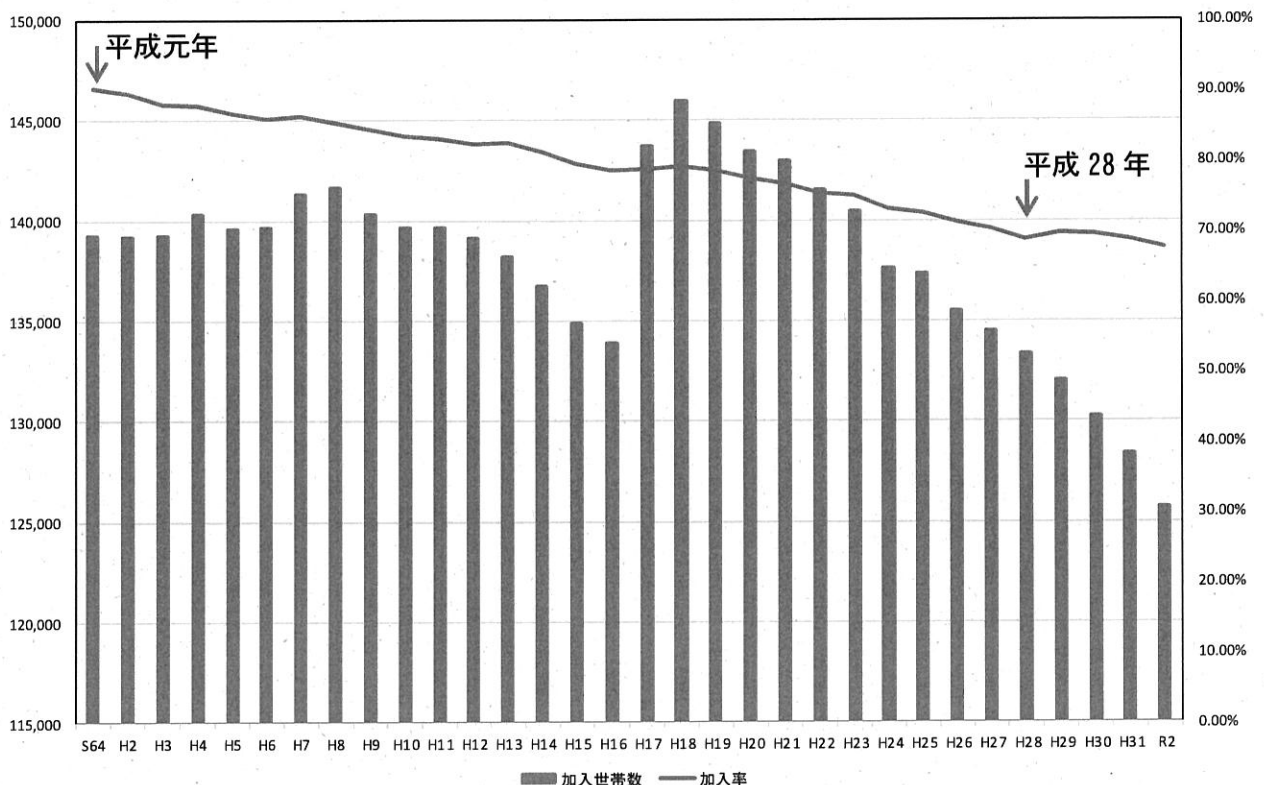
平成 27 年の国勢調査による人口構成を見ると、60 代の人口が最も多くなっています。

現在、地域活動を支えている 60 歳代、70 歳代の方々が、10 年後 20 年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。 ■男 ■女



エ 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は 90% を超えていましたが、平成 28 年からは 70% を下回っています。



(4) 計画策定に係る検討過程

ア 計画策定における検討過程の重要性

地域自治を推進するためには、市役所内の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となってきます。そのため、市民アンケート調査や地域自治の担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

イ 計画策定の過程

(ア) 長崎市地域コミュニティ推進本部

市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の検討を行いました。

(イ) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、教育関係団体、防災関係団体、産業関係団体、公募委員など 20 名の委員で構成された同審議会において、ご審議いただき、様々なご意見をいただきました。また、本計画の名称についても検討いただきました。

(ウ) 市民からの意見聴取

a 市民アンケート調査の実施

18 歳以上の長崎市民 2,000 人(無作為抽出)を対象に、近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。

- ・調査期間：令和元年 12 月 1 日～12 月 27 日 (27 日間)
- ・調査方法：郵送方式 (配布、回収ともに郵送で実施)
- ・回収状況：回収数 944 人 回収率 47.2%

b 地域活動の担い手等との意見交換

地域コミュニティ連絡協議会や長崎市保健環境自治連合会等の地域活動団体、若年世代等に対し、令和 2 年 8 月から 11 月にかけて活動における課題や市の支援策などについて意見交換を行いました。

- ・地域コミュニティ連絡協議会
- ・長崎市保健環境自治連合会
- ・長崎市社会福祉協議会地区支部
- ・長崎市民生委員児童委員協議会
- ・長崎市青少年育成連絡協議会
- ・長崎市 PTA 連合会
- ・大学生



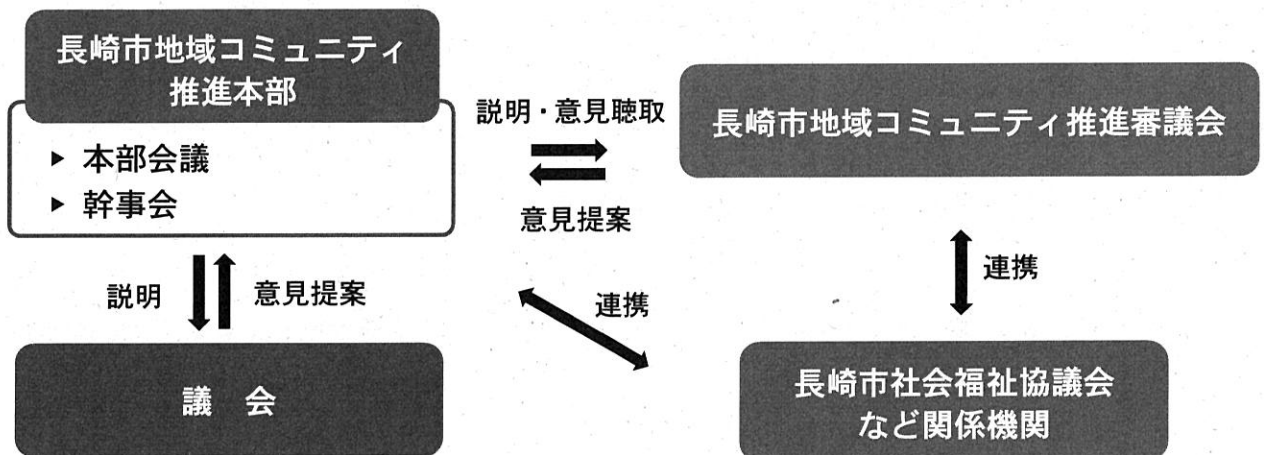
c パブリック・コメントの実施

計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施する予定です。

・調査期間：令和2年12月11日～令和3年1月12日（33日間）

(5) 計画の推進体制

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を設定するとともに、本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していきます。



(6) 計画策定スケジュール

区分	令和元年度								令和2年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域コミュニティ推進審議会	● 第1回 (6/6)		● 第2回 (10/16)										● 第1回 (8/28)	● 第2回 (10/23)	● 第3回 (11/16)			● 第4回		
													骨子案	骨子案	素案			最終案		
推進本部			● 第1回 (10/15)										● 第1回 (8/24)	● 第2回 (10/6)	● 第3回 (11/13)			● 第4回		
													骨子案	骨子案	素案			最終案		
													● 第1回 (7/20)	● 第2回 (9/15)	● 第3回 (10/29)			● 第4回		
													骨子案	骨子案	素案			最終案		
													● 第1回 (9/17)	● 第2回 (10/21)						
													骨子案	素案						
議会																● 11月議会			● 2月議会	
				●	→													●	→	
				市民アンケート																パブリック・コメント

(7) 計画の目指す地域の姿

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取り組みを進めるということです。次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるまちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

ア 目指す地域の姿

長崎市が目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (ア) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (イ) 様々な人や団体が参画し連携する
- (ウ) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (エ) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (ア) 地域の体制づくりを進める
- (イ) 地域への支援体制を強化する

イ 体系図

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

目指す地域の姿	みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち
----------------	-------------------------------------

目指す地域の姿を実現するための2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性
1 みんなで取り組む地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ ・地域(人、活動など)を知る ・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む ・福祉や防災、生活環境、教育文化、賑わいに関する事など地域課題を把握し、共有する ・支えあいや防災力の向上など、安全安心なまちづくりに取り組む ・地域の伝統文化の継承など、次世代へつなぐまちづくりに取り組む
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む
2 未来へつなげる体制づくり	(1) 地域の体制づくりを進める ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する ・地域活動の担い手発掘、育成に取り組む
	(2) 地域への支援体制を強化する ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則(第4条) 情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割(第5条) 市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務(第7条) 情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的(第1条) 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義(第2条第3項) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう

地域での取り組み例	市などの支援例
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつが自然にできる地域づくり(あいさつ運動等) ・地域の情報発信(広報紙等) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙、SNSなどを活用した地域の情報発信 ・公民館講座や出前講座の開催 ・ながさき歴史の学校の開催 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進 ・地域団体や活動の情報発信(広報紙、SNS等) ・地域内各団体の定期的な情報交換の場 ・移住者と既住民との意見交換の場 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進の支援 ・目的を持って活動するそれぞれの地域団体への運営支援 ・団体同士やボランティアの交流支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども見守り活動 ・鳥獣被害対策活動 ・いざというときの避難体制づくり ・防災訓練の実施 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野(福祉や防災、生活環境、教育文化、賑わい等)の取り組み支援(情報提供、活動内容の相談、助成金等) <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした活動 ・地域資源を保全する活動 ・特産品の開発 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の支援 ・商店街の賑わい整備支援 ・移住促進の支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催 ・情報交換会の開催 ・活動やイベントの共催 ・イベントカレンダーの作成 ・子ども会議の開催 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催支援 ・まちづくり計画の策定支援 ・地域コミュニティ連絡協議会設立支援 ・地域運営のための講座、研修会の開催 ・まちづくりを担う人材の養成 ・介護や医療等の専門職との連携 <p style="text-align: right;">等</p>
(この欄は斜線が入っています)	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における相談窓口の充実 ・総合相談支援の充実 ・行政サテライト機能再編成による地域を応援する市の体制整備 ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域コミュニティ推進本部による全庁体制での地域におけるまちづくりの推進 ・市職員の地域活動への参加の意識づけ <p style="text-align: right;">等</p>